

札幌市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案

令和 3 年（2021 年）5 月 31 日提出

全 議 員

札幌市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例
札幌市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年条例第 8 号）の一部
を次のように改正する。

附則に次の 2 項を加える。

- 6 令和 3 年 7 月 1 日から令和 3 年 7 月 31 日までの間に交付することとなる政務活動費に係る第 3 条第 1 項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは「得た額に 100 分の 60 を乗じて得た額」とする。
- 7 令和 3 年 8 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に交付することとなる政務活動費に係る第 3 条第 1 項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは「得た額に 100 分の 90 を乗じて得た額」とする。

附 則

この条例は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

（理 由）

市議会の会派に交付する政務活動費の月額を減額するため、本案を提出する。